表から続く

という心掛けが大切です。しかし、急にお金が必要になるときもあります。そうなったときでも、次のことをもう一度考えてみましょう。

①本当に必要なお金かどうか
②親類、知人から借りることはできないか
③金利の安い郵便局、銀行、その他の金融機関、地方公共団体の小口資金貸付制度などを利用できないか
④やっぱり、サラ金から借りなければならないのだろうか——などを自分だけでなく、家族、特に夫婦で十分話し合うことです。そして、サラ金から借りざるをえない場合も、さらに、
⑤果たして、自分の収入で返せるか
⑥利息を含めて、いつまでにどのような方法で返すか——を確かめることです。

一般的に、毎月の返済額が平的月収の二割を超えると、返すことは難しいといわれています。しかし、健全な生活を送るためには一割以内にとどめておきたいものです。

何事も計画性と慎重さが大切です。返すために、また借金をするなどもってのほかです。いい加減な気持ちや計算で借りようとするのは、貸す方にも迷惑をかける結果になります。

業者を選ぶときのチェックポイント

①金利が低いこと。種類、期間などにもよりますが、日歩10～15銭（年利36・5％～54・75％）が一応の目安でしょう。
②金利や返済期間、方法など貸付条件、契約内容をよく説明してくれる。
③申込額を上回る金額を貸そうとしない。
④「庶民金融業協会」の会員であることも一つの目安になります。

以上のことを確認したうえで、もし条件が合わないときは、勇気を持って借入れをやめましょう。

業者は金を貸すのが商売ですから、何かと甘い勧誘を行います。こんな宣伝文句がありました。「低利即融三分」。これは利息が三分ということではなく、「低利ですぐ融通します。手続きは三分間で…」ということだったのです。

また「無審査、無保」とうたっていたりしますが、中には親族の名前を書かせ、返済が遅れたりすると、法律上無関係なこれらの人たちにまで取立てが及んだりすることがあります。

サラ金を利用するにあたっての心得

①返済能力を考え、必要最少限度額を借りる。
②借入れは短期に、返済期日は守る。
③契約書をよく読む。
④白紙委任状や印鑑証明書は渡さない。
⑤借金返済のために他のサラ金から借入れることはしない。

※保証人でない配偶者や親族が返済を迫られても、法律上は返済の義務はありません。

ご相談・お問い合わせは市商工観光課へ

サラ金に関するご相談やお問い合わせは、市商工観光課（☎4—二一一一内線二四七）へどうぞ。また違法な高金利（いまは年利一〇九・五％を超えるもの）を取られたり、暴力取立てで困っている方は市商工観光課か新津警察署へご相談ください。

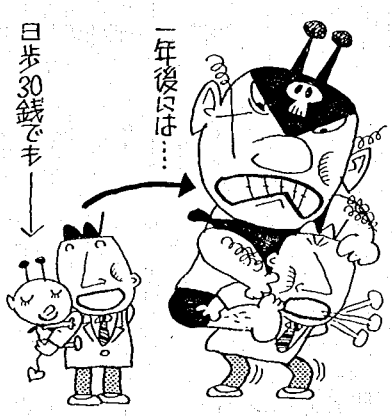

十一月一日からサラ金二法が施行されます

十一月一日から「サラ金二法」が施行されます。「サラ金二法」とは「貸金業規制法」（略称）と「改正出資法」（略称）の二つです。借り手に特に関係のある主なポイントは次のとおりです。

金利の規制

貸金業者の金利は、現在の出資法では最高日歩30銭（年利一〇九・五％）ときめられていますが、改正出資法施行後の利息の上限は、次のように引き下げられます。

①施行後三年間は日歩20銭（年利七三％）
②四年目以降は日歩15銭（年利五四・七五％）
③六年目以降の法律で定められた日からは日歩10・96銭（年利四〇・〇〇四％）

業務の規制

法律の施行後、貸金業者には次のような規制が加えられます。

①取立てに際して人を脅迫したり、生活をおびやかす言動をしてはならない。
②金利などの貸付条件を店内に掲示する。
③誇大な広告をしてはいけない。
④利用者の返済能力を超える過剰貸付をしてはいけない。
⑤契約内容を明らかにした書面を渡す。
⑥返済金を受け取ったら、受け取った金額を記載した書面を渡す。

任意に支払った利息は返してもらえなくなる

利息制限法では、年利の最高を二〇％（貸付金額によってはそれ以下）ときめられています。これを超えた高い金利を取られても、裁判で取り戻す方法はありますが、いわゆるサラ金二法施行後は、借り手が任意に支払ってしまった利息は、新上限金利の七三％の範囲内であれば、取戻すことができないことになります。